



長野県報

10月17日(金)

平成15年

(2003年)

号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 1



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第59号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第51条の6第1項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県民意見の施策への反映に係る調整に関すること。

第51条の9に次の1項を加える。

2 人事活性化チームに、職員サポートセンター準備室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 職員の給与に関する事務その他の内部事務を集中的に処理する組織の設置準備に関すること。

(2) 職員の給与に関する事務その他の内部事務の集中化及び効率化の推進に関すること。

(3) 給与及び児童手当の支払事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第52条第1号中「次号において同じ。」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第53条第1項第11号中「第14号において同じ。」を削り、同項第14号を削り、同項第15号を同項第14号とし、同項第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2中	「 出納決算係	第53条第1項第5号(総務係に属する事項を除く。)及び第6号	を
	給与電算係	から第13号までの事項 第53条第1項第14号及び第15号の事項	

「 出納決算係	第53条第1項第5号(総務係に属する事項を除く。)及び第6号	に改める。
	から第14号までの事項	

附則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第51条の6第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム